

香川県条例第19号

香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例の一部を改正する条例

香川県立学校職員及び香川縣市町立学校県費負担教職員定数条例（昭和58年香川県条例第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定数) 第3条 略</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>2,676人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,643人</u></p> <p>2 略</p> <p><u>3 前項各号に掲げる者が復職し、又は職務に復帰した場合において、第1項各号に定める定数を超えるときは、その定数には、1年を超えない期間に限り、その定数を超えるものを含まないものとする。</u></p>	<p>(定数) 第3条 県立学校職員及び市町立学校県費負担教職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 県立学校職員 <u>2,700人</u></p> <p>(2) 市町立学校県費負担教職員 <u>5,701人</u></p> <p>2 前項の定数には、次に掲げる者を含まないものとする。</p> <p>(1) 休職者</p> <p>(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第26条の5第1項に規定する自己啓発等休業をしている職員</p> <p>(3) 地方公務員法第26条の6第1項に規定する配偶者同行休業をしている職員</p> <p>(4) 育児休業をしている職員</p> <p>(5) 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第26条第1項に規定する大学院修学休業をしている職員</p>

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。